## 自動販売機(清涼飲料水等)の設置による販売者の募集について(公告)

国有財産事務分掌者 福岡高等裁判所事務局長 安 永 健 次 国有財産事務分掌者 福岡地方裁判所長 平 田 豊

福岡地方裁判所飯塚支部庁舎外10庁舎等の一部において、下記のとおり有償(価格競争)による使用許可を受け、自動販売機の設置により清涼飲料水等を販売する方を募集します。応募しようとする方は、企画提案募集要領により企画提案書及び誓約書(以下「企画提案書等」という。)を提出してください。

記

# 1 件名

福岡地方裁判所飯塚支部庁舎外10庁舎等における使用許可(自動販売機(清涼飲料水等)設置) の相手方選定

#### 2 募集の趣旨

福岡地方裁判所飯塚支部庁舎外10庁舎等の一部について,自動販売機(以下「自販機」という。)の設置により清涼飲料水等を販売するために使用許可(有償(価格競争))を受けようとする者(法人,個人を問わない。)を広く募集し,提出された企画提案書等により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所及び使用面積(使用面積は、設置する自販機及びゴミ箱の大きさにより変動する。)

約2. 10㎡ (1) 福岡県飯塚市新立岩10-29 福岡地方裁判所飯塚支部庁舎1階 (2) 福岡県直方市丸山町4971-1 約2. 10㎡ 福岡地方裁判所直方支部庁舎1階 (3) 福岡県久留米市篠山町1-21-1 福岡地方裁判所久留米支部庁舎1階約2.10㎡ (4) 福岡県柳川市本町4-15 福岡地方裁判所柳川支部庁舎1階 約1.65㎡ (5) 福岡県大牟田市白金町101 福岡地方裁判所大牟田支部庁舎1階約1.65㎡ (6) 福岡県八女市本町字本丸南537-4 福岡地方裁判所八女支部庁舎1階 約1.65㎡ 約4.00㎡ (7) 北九州市小倉北区金田1-4-1 福岡地方裁判所小倉支部庁舎1階 (8) 福岡県行橋市行事1-900-2 福岡地方裁判所行橋支部庁舎1階 約1.65㎡ (9) 福岡県田川市千代町1-5 約1.65㎡ 福岡地方裁判所田川支部庁舎1階 折尾簡易裁判所庁舎1階 約1. 61㎡ 10) 北九州市八幡西区折尾4-29-6 (11) 福岡市中央区西公園4-52 裁判所職員総合研修所福岡分室 約1.65㎡

## 4 使用を許可する期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

ただし、使用許可を受けた者は、使用許可の更新を1年単位で4回まで求めることができる。

5 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自販機(清涼飲料水等)を設置し販売する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

- 6 企画提案書等の作成及び提出に係る事項
  - (1) 企画提案募集要領等の交付
    - ア 交付期間

平成31年1月23日(水)から2月5日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

福岡地方裁判所事務局経理課管理係

福岡市中央区六本松四丁目2番4号 電話092(981)9652

担当者 白木、松田

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する(郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。)。

(2) 企画提案書等の提出方法等

ア 提出期間

平成31年2月6日(水)から2月12日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参する方法による(郵送又は電送による提出は受け付けない。)。

工 提出部数 2部

- 7 質問及び回答
  - (1) 本件の応募又は企画提案書の作成,提出に関する質問は,次のとおり受け付けるので,提出場所に持参する。ただし,手続及び企画提案書の形式についての質問は,上記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。
    - ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。
    - イ 提 出 期 限 平成31年1月29日(火)午後3時まで
    - ウ 提 出 場 所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ
  - (2) 回答書は、次のとおり手交する(郵送又は電送による回答は行わない。)。

ア 交付日時 平成31年2月1日(金)午後3時

イ 交 付 場 所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

- 8 使用許可をする相手方を選定するための手順
  - (1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。
    - ア 法人等(個人,法人又は公共団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者,法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者,団体である場合は代表者,理事等,その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が,暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以

下同じ。) 又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) ではないこと。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的 あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている 者でないこと。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- カ 暴力団又は暴力団員及びイから才までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (2) 応募者は、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書及び役員名簿を前記 5(2)の企画提案書の提出に合わせて提出すること。
- (3) 提出した企画提案書が次の一つ以上に該当する応募者は欠格とする。
  - ア 提出場所,提出期限又は提出方法が前記6(2)に適合しないとき。
  - イ 企画提案募集要領に指定する様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。
  - ウ 虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) (1)及び(3)で欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を全て満たした内容となっているかを審査し、全ての要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産使用料(1㎡あたりの金額・年額)の提案が、福岡高等裁判所及び福岡地方裁判所(以下「裁判所」という。)が定める使用料(1㎡あたりの金額・年額)の最低価格(以下「最低価格」という。)以上で、最も金額の高い者を相手方として選定するため、応募者は、記3の使用許可をする場所ごとに使用料を算出し、その合計額を各庁舎等の使用面積の合計数量で除した金額をもって、1㎡あたりの金額(年額)を算出すること。

また、実際の使用料は、実際に使用する面積に上記1㎡あたりの金額を乗じ、これに消費税等相当額が加算される。応募者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 国有財産使用料価格提案書には、消費税等相当額を差し引いた金額(以下「提案金額」という。) を記載すること。

なお、最高価格の提案を行った者が複数存在する場合には、最高価格の提案を行った者でくじ 引きを実施し相手方を選定する。

おって、いずれの提案金額も最低価格に達しない場合は、国有財産使用料(1 ㎡あたりの金額・年額)の金額について、企画提案募集要領で定める全ての要件を満たしていると認められた応募者全てから、再提案を受けることとするが、再提案の締め切りについては、該当者に対し、裁判所から別途連絡する。

- (5) 再提案によっても最低価格に達しない場合,最も高額な提案をした者から順に最低価格以上で国有財産使用料の提示が可能であるかの交渉を行う。
- (6) (5)の手続によっても最低価格に達しない場合は本件公募手続を打ち切る。 詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

# 9 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語,通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成,提出及び本件に応募することに関わる費用は,すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。